

第6回三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会

1 日時 令和3年12月20日（月） 15:00～16:30

2 場所 三豊市危機管理センター 3階 災害対策本部室

3 出席者

（出席委員 8名）

- ・(1) 学識経験を有する者 A
- ・(1) 学識経験を有する者 B
- ・(4) 市立保育所長の代表
- ・(5) 市立幼稚園長の代表
- ・(6) 市立小学校長の代表
- ・(12) 地区公民館長の代表
- ・(13) 公募による者A
- ・(13) 公募による者B

（事務局 4名）

- ・西川 昌幸 教育部長
- ・十鳥 武志 教育総務課課長
- ・森 正憲 教育総務課課長補佐
- ・成行 秀紀 教育総務課課長補佐
- ・林 和樹 教育総務課副主任

4 欠席委員（7名）

- ・(2) 自治会連合会の代表
- ・(3) 公共的団体の代表
- ・(7) 市立中学校長の代表
- ・(8) 市立保育所の保護者の代表
- ・(11) 市立中学校PTA役員の代表
- ・(5) 市立幼稚園長の代表
- ・(6) 市立小学校長の代表

5 議事等

- 具体的な取り組み（案）について（まとめ）
- 答申書（案）について
- パブリックコメント実施（案）について
- 次回の検討委員会日程について

6 配付資料

冊 子：第6回会議資料

7 会議録署名委員

- ・(12) 地区公民館長の代表
- ・(4) 市立保育所長の代表

事務局

それでは定刻が参りましたので、ただ今から、第 6 回三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、委員長よりごあいさつをお願いします。

委員長

皆さま、こんにちは。師走のおいそがしい中、お集まりいただきありがとうございます。前回そして今回、かなり議論は本質に迫っているところと思いますが、引き続きよろしくをお願いします。

事務局

ありがとうございました。本日は委員 15 名中 8 名のご出席をいただき、**「三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例」**第 5 条第 2 項の規定により、出席委員が過半数を超えておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。なお、今回の会議についても傍聴者の募集をしましたが傍聴者の受付はなかったもので、お知らせしておきます。

それでは、議題に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。

次第のほか、第 6 回会議資料となっておりますがありますか。

資料がない方はお申し出ください。

それでは、三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例第 5 条に従いまして、委員長に会議の議長をお願いいたします。

委員長、よろしくをお願いいたします。

委員長

本日の会議の内容ですが、会の次第にございますように、具体的な取り組み方案についてのまとめ、答申書案について、パブリックコメント実施案について、次回の日程となっております。

議題 1 のアンケート調査結果については報告事項となっております。また、先ほど事務局から説明があったように委員の皆様の発言については、録音機のスイッチ操作をお願いいたします。それでは、議題に入る前に、議事録署名人を 2 名の委員にお願いしますので、指名させていただきます。今回は、委員さんと委員さんをお願いしますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、まずはじめに、具体的な取り組み方案についてのまとめ、事務局に説明を求めます。

事務局

失礼いたします。議題 1 の具体的な取り組み方についてのをまとめを説明させていただきます。前回、素案について説明させていただきましたが、素案を基に、いつ、どこの学校が、どのように統合するのかを具体的に、表にしたものを作成するとしていました。1 ページをお願いします。今後 30 年間のうちにいつどこの学校がどのように統合するのかを表にしています。色分けしていますが、ピンクが築年数 20 年、緑が築年数 40 年、黄色が築年数 50 年、オレンジ色が築年数 60 年としていま

す。統合は青色としており、薄緑は連携教育などの実施期間となります。連携教育や統合は予定としていますが、小学校は 120 人未満である過少規模校は、町内にある小学校と統合に向けて連携教育を実施し、中学校は 180 人未満である小規模校は、近隣の中学校と統合に向けて連携教育を実施するとして、真ん中にある太い線から上は北地域の小中学校、下側が南地域の小中学校としています。まず、上から説明しますが、詫間中校区の松崎小学校が 120 人未満であることから詫間小学校と統合に向けて、令和 4 年から小小連携教育を実施し令和 8 年に統合する予定としています。その下の仁尾中校区の曾保小学校が、仁尾小学校と統合に向けて令和 4 年から小小連携教育を実施し、令和 8 年に統合する予定としています。その下の三野津中校区の吉津小学校が、令和 8 年に 120 人未満となることから、下高瀬小学校と連携教育を実施し、令和 13 年に下高瀬小学校に統合する予定としています。その後、大見小学校が令和 14 年に 120 人未満となることから、統合した下高瀬小学校と連携教育を実施し、令和 18 年に統合する予定としています。その下の高瀬中校区の比地小学校が、令和 9 年に 120 人未満となることから、上高瀬小学校と連携教育を実施し、令和 13 年に統合する予定としています。その下の北地域の中学校ですが、仁尾中学校が 180 人未満であることから、令和 4 年から詫間中学校と連携教育を実施し、令和 8 年に詫間中学校に統合する予定としています。その後、三野津中学校が令和 23 年に 180 人未満となることから、詫間中学校と連携教育を実施し、令和 28 年に統合する予定としています。下側の南地域ですが、小学校から説明します。高瀬中校区の二ノ宮小学校と麻小学校が 120 人未満であることから、令和 4 年から連携教育を実施し、令和 8 年に麻小学校に統合する予定としています。統合しても令和 11 年には 120 人未満となりますが、校舎の改築などの問題もあることから、令和 14 年から勝間小学校と連携教育を実施し、令和 18 年に統合する予定としています。山本小学校、財田小学校はすでに統合しているので、そのままとし、豊中の 5 つの小学校は令和 8 年 4 月開校予定として、現在統合に向けて協議しています。南地域の中学校ですが、和光中学校が 180 人未満であることから、高瀬中学校と統合に向けて令和 4 年から連携教育などを実施し、令和 8 年統合する予定としています。三豊中学校は、観音寺との協議によりますが、組合立が解散となれば山本小学校地域の生徒は、豊中中学校と統合する予定としています。山本の生徒数だけを見ると、180 人未満ではありますが、協議期間もありますので、令和 13 年に統合予定としています。その後は、北地域の三野津中学校

の統合と合わせ、高瀬1小学校の卒業生は北地域の中学校へ登校するため、高瀬中学校の生徒数が減となり、令和29年に180人未満となることから、豊中中学校と連携教育を実施し、令和32年に統合する予定としています。30年後には、中学校は市内に2つの中学校となり、小学校は令和18年には旧町に最低1小学校として、8つの小学校となります。2ページから7ページまでは位置図などとなりますが、2ページは現小学校の位置と地域となっています。3ページは令和4年から10年間の統合予定地域を色分けしています。4ページですが、小学校の位置は現在地となりますが、30年後の小学校地域を色分けしています。5ページは現中学校の位置図となり、6ページは令和4年から10年間の統合予定地域を、図で示しています。7ページは、30年後の統合予定地域を色分けしたものとなります。市内小学校は、令和18年には8つの小学校となり、30年後も8つのままですが、中学校は令和13年に4校となり令和28年に3校となり令和32年には2校になる予定としています。小学校は、統合する学校の既存施設を増築改築でほぼ対応できると思いますが、三野津中校区の3つの小学校が統合する場合や高瀬中校区の上高瀬小学校と比地小学校との統合時、勝間小学校、二ノ宮小学校、麻小学校の3つが統合する場合は、統合の7、8年前から新設校を建設するか、増築で対応可能かなどの検討が必要となります。中学校は、統合後の詫間中学校と三野津中学校が統合する場合、高瀬中学校と豊中中学校が統合する場合には、新設校を建設するかどうかの検討が必要となります。統合の枠組みや、いつ統合するかなど表で示していますので、増改築や新設校建設など検討しなければなりません。統合前にはどの学校も小小連携教育、中中連携教育を実施しながら統合dすることとしています。以上で、議題1の具体的な取り組み方案のまとめの説明を終わります

委員長

はい、ありがとうございました。以上、説明がありましたが、質問や意見、ございますでしょうか。

委員

建物の件で確認なんです、小学校が最終8校ということですが、山本財田が改築されて統合しているので、他の小学校もすべて改築という考え方になりますか。それと、中学校は、北部南部で2校になって新築ということですが、その間の移行期間については、既存の施設を使うという考え方で良いのですか。

事務局

委員のご質問ですが、統合の期間を表にしております。

既存の施設を改築増築しての対応となると思いますが、一部は児童数によって新設校を建設する場合もあろうかと思えます。

委員	なぜお聞きしたかと言うと、30年までのスパンは長いため、各学校の施設は結構古いと思います。そうすると、組み合わせによっては、改築になり、次にまたすぐ統合するなら、資産として無駄な改築にならないのかなという心配がありますが、その点なんです。
事務局	今後につきましては、統合時期を見て、増加築をするか新設校を建設するかなど検討していくということと、長寿命化計画やライフサイクルコストなども勘案しながら実施するとして、表を作成してございます。
委員長	よろしいでしょうか。ほかにありませんか。
事務局	ちょっとお聞きしたいのですが、表の見方で、1ページの令和13、18、23、28年の高瀬1地域と高瀬2地域の数字は何の数字ですか。令和13年で言いますと、高瀬中学校の385人は、高瀬1と高瀬2の総数となります。385人は和光中学校と統合後の数字となり、内訳を言うと385人のうち、和光の生徒数が59人、残りの326人が高瀬1地域と高瀬2地域となります。
委員長	ありがとうございます。 もう1点、小学校は120人未満となると統合となりますが、統合したとしても120人未満となる小学校、ないし町もあります。例えば、財田小学校も統合していますが、現在120人未満となっており、これらは町を超えての統合はしないということでしょうか。
事務局	小学校は地域との繋がりもあるため旧町に最低1小学校としておりまして、高瀬は旧町内に2つとなっていますが、その他の町は1小学校で、120人未満となっても、町を超えて統合をする予定はしていません。その結果、最終8小学校ということにしています。
委員長	わかりました。委員の皆さまは、他いかがでしょうか。段階的に、基準を下回っているところから、連携を深めていき、統合に向けていくということです。最終、3校が1校になるところでも、まずは、基準を下回った学校があれば、1校と1校の統合からやっていく、そんなイメージだと思います。
副委員長	今回、30年間の長いスパンで具体的な方策が出ていますが、何事もなく、児童生徒数がこのまま推移していけば、計画どおりとなると考えてよいでしょうか。また、具体的に進めていくというのは第2期の10年間のそのあたりまでが現実的でないかと思いますが、その点については、どう考えておられるでしょうか。
事務局	前回の素案でもございましたが、今回では10ページの5に記載しております。答申を受けて、教育委員会で基本計画を策定しますが、予測した児童生徒数が大幅に増減した場合や、社会情勢、地域情勢の変化に

委員長
委員

よっては、適正規模適正配置について、第3者の意見を聞きながら再度検討することとしており、変化があれば、今回と同じように検討委員会を設置して適正規模適正配置について検討いただくこととなると思います。

他はいかがでしょうか。

かなり具体的なところまで来たと思っていますが、今回も傍聴者がおられなかったということで、令和8年などと言われれば、もうすぐに迫っていると感じます。このとおり、子どもが減っていけば、こうなるということは理解できるのですが、市民の方には、どうやってこれを伝えていくのでしょうか。次の議題で、説明いただけるところかもしれませんが、すごく気にかかっています。

事務局

今回の資料もそうですが、議事録を要約したものをホームページで公表します。また、第7回で答申案を確認いただき、広く市民からパブリックコメントを実施します。このようなかたちで、周知をしていこうと思っています。

委員

今回、この表は非常にわかりやすく作られていると思います。ありがとうございます。少し驚いたのが、やはり、さきほどおっしゃられたように、小学校は令和8年には現在の19校から12校、中学校は7校から5校となっています。来年ぐらいから統合に向けて、具体的に動いていかないといけない、でも、学校側もいきなりこれを聞いたら、びっくりするのではないかと思います。閉めるとなれば、それなりに準備もいると思うので。これからのことになるとは思うが、学校側にも情報を提供していただけたらありがたいです。

事務局

もちろん、令和8年まで、5年ほどしかありません。これだけ統合するとなると、非常にタイトなスケジュールとなります。学校の先生方にも協力いただかないと、統合はできません。来年から、まず、周知や協議をしながら統合へ向けて進めましょうということで、小小連携、中中連携教育も実施していくこととなります。あくまで予定で、実際に統合できるかは、なかなか難しいかもわかりませんが、児童生徒数の推移や、施設の老朽具合により統合時期などを表にしている状況です。

委員

中学校は2校をベースとしておられますが、令和15年時は北が17学級、南が16学級となっています。これを、学級数9学級以上を目指して統合するなどは可能でしょうか。それと、比較検討できれば、皆さんから現実的な意見が出てくるのではないかと思います。2校ですと、スケジュール間も厳しそうですし、市民の皆さんの納得というか、合意も、すぐには難しいのではないかと思います。

委員長
委員

最終2校にするということが難しいのでは、というご指摘でしょうか。それもありますが、もっと、具体的に3校4校の案も比較検討も必要ではないでしょうか。完成形として2校と絞ってしまっているところが気になります。

委員長

段階的に徐々に減っていくかたちですが、どこで区切るかという、あとで議題に上がります素案の基準に従っているとは思いますが、それが、現実的かどうかというところの要素を加えるかどうかとことなるでしょうか。

事務局

第4回の資料で2校にした場合3校にした場合、4校にした場合などの比較した表を作成し、検討しております。段階を経て統合とし、中学校は下限の数字として1学年で60人として全学年180人未満となる学校から、まずは近隣の学校と統合していくとお示しさせていただいています。それらを経ると、最終的には2校になるという表を作成しております。

委員

これは、学校の適正規模における市の基準に照らし合わせてということだと思いますが、例えば、特段の事情がある場合は、必ずしも守る必要があるのかどうかということは、示されていない気がします。具体的な方策として、市の理想とする数字を具体的にされていると思いますが、もう少し緩やかにできるのではないかと思います、いかがでしょうか。

事務局

ご質問ありがとうございます。基本的に7つある中学校を、4つと3つにすると、緩やかな統合にできないかというご質問ですが、まずは近隣の中学校と連携し、統合していきます。最初に5つの中学校とし、しばらくすると4つ、最終は2つの中学校にするとした目標です。第4回では、4校や3校とした場合の検討もしているが、統合してもすぐ数字上ではありますが、2校としなければ、基準に満たないような生徒数の減少、推移も見受けられました。令和15年時でも2校で可能との推移ではありますが、中長期的な視点として30年後に2つの中学校にしていくとして、作成させていただいております。

委員長

よろしいでしょうか。時期の問題であると思います。少子化が、今の比率で進んでいけば、30年後に2校になるであろうとの予測に基づいていますので、30年後でも3校なり、4校となっても生徒数がどれくらいであるかと考えるというところで違うとは思われます。

事務局

申し訳ありません、少し補足としてですが、まず、令和30年度をめぐりに方針を立てておりますが、教育委員会で基本計画を10年ごとに見直しますので、児童生徒数の推移に関しても、10年ごとで、大幅な増減

委員長

がある場合は、またこのようにご意見を賜りながら検討しますが、そうでなければ、その検討は先に延ばすというふうに考えております。

よろしいでしょうか。なかなか、不確かなところではありますが、今、考えられるところでは、このようになるというがすっきりと出てきていると思います。

それでは、その他ご意見ないようですので、具体的取り組み方についてはこれで、終了とします。それでは議題2の答申書案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議題2の答申書案について説明させていただきます。8ページをお願いします。第6回までの資料を基としてパブリックコメント用の答申書を作成し、第7回の検討委員会で内容を確認していただきます。答申書の内容ですが、諮問内容や理由など、現在までの幼児・園児・児童・生徒数などの推移、児童生徒数の将来推計データや適正規模適正配置素案の内容などについて、表などを活用しながら資料を作成いたします。次に9ページをお願いします。素案を掲載していますが、前回の素案から変更点があります。1の計画期間ですが、中長期的視点として令和30年度を見据えたものとしていましたが、令和4年度から30年後を見据えたものとしています。また、前回は計画期間として令和4年度から令和13年度までの10年間としていましたが、この素案だけを見ると10年間で中学校が2校になるのかと勘違いする人も、いるかも分かりません。少し分かりにくいいため計画期間の10年間は削除させていただきました。次に2の適正規模2)②の中学校ですが1学年2学級各学年60人程度全校生徒180人以上としています。前回の資料では1学年3学級となっており各学年60人程度との整合性がとれていないことから今回1学年2学級に変更させていただいております。他の変更点はございません。次に11ページをお願いします。統合期間の目安を表にしています。これまでの学校統合にかかった期間などを参考に、作成しており目安としています。新設統合による新築の場合は統合までに7年間とし、2年目に基本設計や用地取得3年目に実施設計とし、4年目からは連携教育や地域協議会等による各種準備に4年間、工事は造成工事などもありますので3年間としています。その下の表は、統合による大規模な改修などが伴うもので、統合までに5年間とし、連携教育は3年間、工事は2年間としています。その下の表は、大規模な改修などが伴わないもので、統合までに4年間としており、こちらも連携教育は3年間、工事は2年間としています。一番下の表は、改修などが伴わないもので統合までに3年間とし、連携教育は2年間と

しています。統合までに3年間から7年間としており、目安ではありませんが、1年目は統合前には説明・協議としています。次に12ページをお願いします。前回、幼稚園などの施設の話もありましたので三豊市立の幼稚園保育所こども園の施設の一覧の表となります。次に13ページをお願いします。令和3年12月1日現在の市内幼稚園・保育施設の位置図となります。次に14ページをお願いします。就学前教育・保育についてですが、第2回の会で中学校を重点として検討していくとし検討協議いただいておりますが、諮問には就学前教育・保育環境に関することとあります。第2回の会で資料として、令和2年3月に策定された、就学前教育保育総合計画を配布させていただきました。資料の中には、施設の規模と配置のあり方についても記載されていますので、この資料を見ていただき、就学前教育・保育環境について何か追記する場合は、意見などをいただき資料などを付け加えるとしていました。このことから14ページから24ページまでを、就学前教育・保育についての資料としています。14ページの上から読み上げます。将来を担う子供たちが、家庭を離れて初めての集団生活を送る幼稚園・保育所等の乳幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。平成30年に幼稚園教育要領・保育指針等が改定（改訂）され、三豊市においては、令和2年3月に三豊市就学前教育・保育総合計画を策定した。「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、子どもたちの生きる力の基礎を育むために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通して示されており、就学前教育・保育においては、その資質・能力を育み、小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとされています。ここで15ページをお願いします。

15ページ以降の資料については、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものについて文部科学省、厚生労働省、内閣府からの資料を添付しています。16ページから21ページまでは幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の資料となっています。22ページから24ページまでは小学校教育との接続についての資料となります。参考資料となっていますので、各委員さん見ておいてください。14ページに戻っていただいて、先ほどの続きとなります。令和2年度から令和5年度の三豊市教育大綱では「夢にチャレンジ」を基本理念として、情報技術が飛躍的に進化し、グローバル化が進展する予測困難な社会でも、子どもも大人も夢や希望を抱ける環境を作り、変化する社会の中でも人と人とのつながりや豊かな自然環

境を大切にして、夢と希望を実現するための知性、感性、想像力に富む人材の育成に努めるとして、「夢を抱き可能性にチャレンジできる多様な選択肢と教育機会の提供」「自ら学び、思考力・判断力・表現力を高め、生きる力を培う教育の充実」「夢や情熱を育てる文化芸術・スポーツの振興と地域の伝統・文化の継承・発展」「絆を強め、学校・家庭・地域が連携して取り組む青少年の健全育成」「一人ひとりの多様性と人権が尊重される地域・まちづくり」を基本目標として示している。

なかでも、絆を強め、学校・家庭・地域が連携して取り組む青少年の健全育成の重点項目では、0歳から18歳までの子どもの包括的子育て支援の充実を図るとしている。教育大綱で示している基本理念や基本目標は、小学校教育及び中学校教育のみならず、就学前教育・保育等においても欠かすことのできない視点といえる。三豊市の子どもたちの将来に渡る学びの土台となる就学前教育・保育において、「知性、感性、想像力」を育むための幼児期ならではの取り組みを検討・実施することで、教育全体のさらなる質の向上を図り、子どもたちの夢と希望を実現するため、厳しい社会をたくましく生き抜く力を育成する環境を整えることは、三豊市の取り組みとして重要なものであると考える。諮問にある就学前教育・保育環境に関しては、令和2年3月に三豊市就学前教育・保育検討委員会から出された三豊市就学前教育・保育総合計画を尊重し、就学前教育・保育に必要な幼稚園や保育所等の設置場所に関しては、小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるとあるように、今回の素案にある小学校統合計画の統合時期や配置に合わせ、関係部署において慎重に検討することとする。これにより、これまでの第1回から本日の第6回までの資料をまとめ、第7回の会でパブリックコメント用の答申(案)を作成し、委員の皆様にご確認いただきますのでよろしくお願いいたします。以上で、議題2の答申書(案)についての説明とさせていただきます。

委員長

ありがとうございます。以上、説明がありましたが、委員の皆様、ご質問ご意見等いかがでしょうか。

委員

パブリックコメントを出すということですが、この中で気になるので、1点だけ。前回の答申で、小学校は旧町に1つとしており、今回の素案でも9ページでは、小学校の適正人数、下限数を入れていますが、これだけの文面だけでは、矛盾が生じる場合があるのではないかと思います。ただし書きでも、前回の答申により旧町に1校とするということに記載しておくべきではないでしょうか。

事務局

適正配置で、2)②小学校 アで原則旧町に1校とするがと明記させて

委員

いただいております。これにより、高瀬の場合は人数の関係で2校になります。他の町の場合、120人を切っても、旧町に1校ということにさせていただきます。

そうなのですが、この箇所、その文面を入れておくのが良いのではないかと考えています。結局のところ、この答申案が、パブリックコメントでそのまま出たとします。私自身も、本当に旧町に1校の考え方でいいのかなとの疑問も持っています。ただ、前回の答申で地域コミュニティや地域との繋がりなどから旧町に1校の考え方でずっと来ているわけですよね。しかし、実際は、仁尾や財田にしても、ここにある適正人数ではなくなっています。例えばですけど、ここでただし書きがないと、これから先で、そういったことに矛盾を感じる人がいるのではないかとということです。前回答申を尊重するなどしておかないと、パブリックコメントをするのであれば、見る人は10年前の答申等の、そこらが分からないので、ここの数字だけを見た場合に、ちょっと違うのではと危惧していません。

事務局

ありがとうございます。このまま、答申案として出すわけではありませんが、ご意見を聞いて何かしらの文言を入れるか検討させていただきます。

委員長

ありがとうございました。旧町に1校とするという方針は、確かに基準と矛盾する場合がありますので、そういう意味では、ここにあった方が良いのかなとは感じました。

確認ですが、前回の答申で旧町に1校とするとあったのは小学校のみですか。中学校はどうでしたか。

事務局

前回答申の中に、7町に最低1小学校、1中学校を基本とするとしておりました。よって、中学校の再編は考えないということに、前回はなっておりました。

委員長

今の話で、素案の中に入れるかどうかですが、中学校は旧町の枠から離れた配置の案になっているので、小学校は今回書くか書かないかというところですね。

事務局

誤解のないように、ただし書きで記載するかを検討させていただきます。

委員

すみません、よく見ていなかったのですが、さきほどの箇所②ア、ここで、前回の答申を踏まえ、としたほうが一番すっきりするのではないかと思いますので、意見として言わせていただきます。

委員

次回で、答申案が出ますね。

事務局

はい、その予定です。

委員長

今回は答申案の準備で、8ページにあるようにこのような内容で作成しますということです。16ページ以降の資料も入ってくると思います。

事務局

第1回から第6回までの資料で、表などを用いて作成します。就学前教育・保育は14ページの下から5行目からの文言が入ると思います。これらの資料から作成させていただきます。

委員長

次回、正式な案が出てくるということで、こういう方向でいかがかというご説明でした。何かお気づきの点が他になれば、今回の議題2の答申書案については皆さんよろしいでしょうか。では、この方向で、次回、審議をお願いしたいと思います。続いて、議題3パブリックコメント実施案について事務局に説明を求めます。

事務局

議題3のパブリックコメント実施について、説明させていただきます。資料は25ページ26ページとなります。第7回で答申案を作成し、皆様に確認いただいてから、パブリックコメントを実施することとはなりますが、パブリックコメントは1ヶ月の期間が必要となり、第7回の会がいつになるかにもよりますが、開催後すぐにパブリックコメントを実施しないと、第8回の会の日程などに影響してくることから、今回パブリックコメント実施の内容について協議いただくため議題としています。1の募集の趣旨は書いてある通りです。2意見を募集する内容は、三豊市立学校の適正規模適正配置について答申案、3意見募集期間は令和4年1月から令和4年2月として、第7回の日程が決定してから後となります。4計画の閲覧場所意見書(様式)の配布場所は三豊市ホームページ、三豊市教育委員会事務局教育総務課、各支所としています。6意見書の提出方法はメール、FAX、持参、郵送とし郵送締切日必着としています。7意見書を提出できる人は、三豊市内の学校にお子さんを通わされている方からの意見をいただくとして、三豊市内に住所を有する人としています。提出の際の留意事項と、提出された意見の公表については、書いてある通りとなります。以上簡単ですが、議題3のパブリックコメント実施についての説明を終わります。

委員長

ありがとうございます。以上、説明がありましたが、ご質問や意見等がありますか。実際のパブリックコメントは、次回の第7回で答申書案を作成し、その資料をパブリックコメントとして意見を求めることとなります。パブリックコメントは1か月必要とのことで、今回は、実施内容についての説明でした。意見募集期間についても、第7回終了後から1か月となります。よって、第7回の会は1月とはなっておりますが、月末とするのではなく早めの開催としたほうが良いと思います。第

事務局	<p>8回では、パブリックコメントの意見を集約して回答の協議もありますので、1月の会を少し早めにしないと後の会に響くと思います。意見募集期間の決定は、この後の第7回の日程が決定してからでないと決まらないと思います。第7回開催時に答申書案の議題と一緒に決定するか、第7回の開催日の次の日から1週間以内で、都合のいい日とするかなどで決定したいと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。</p> <p>いつにするかということですが、今日決めるか、次回に決めるかについて、事務局は、どうお考えですか。</p> <p>答申案を確認いただいてから、パブリックコメントを実施することとなります。第7回の会で確認いただき、修正などがあれば、第7回開催後の次の日からの周知は難しくなります。実施期間は、第7回開催後となりますが、広報や各支所に周知するため、第7回検討委員会開催後の1週間以内から開始するしたいと思います。</p>
委員長 事務局	<p>意見の募集期間は、次回に決定するということですか。</p> <p>意見の募集期間は、第7回の日程を議題4で決定していただきたいと思いますが、その1週間以内で事務局と委員長、副委員長協議のうえ、実施期間を決定するということでお許しいただければ、そのようにさせていただきます。事務的な話ですが、市広報2月号に掲載予定で、その締め切り等もございます。</p>
委員長	<p>皆さま、いかがでしょうか。早すぎず、遅すぎず、具体的な日にちの取り扱いとしては、1週間を目途で委員長、副委員長、事務局で決定するとしてよろしいでしょうか。</p>
副委員長	<p>ご意義ないようですので、それで行かせていただけたらと思います。</p> <p>市広報に掲載するとのことですが、ここに書いてある閲覧場所以外の媒体でも、広く住民の方に知らせるということで予定されておられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>原則としては、パブリックコメントは市広報に掲載することとなっております。お知らせ程度になると思われま。</p>
副委員長	<p>一番コメントをもらいたいのは当事者というか、子どもを通わせている方々かなと思うんですが、そういった方々に届きやすい媒体というのは何か想定されていますでしょうか。</p>
事務局	<p>広く意見を募集することとしたいと思いますので、広報は紙媒体となりますが、広報無線でも呼びかけたかと思っています。</p>
委員長	<p>ちなみに、前回どれくらいの数、コメントが来たのかという記録はありますか。それによって、どのくらい答申に変更が加わったのか等も、気になるところではあります。</p>

事務局
委員長

前は、73件の提出がありました。

ありがとうございます。可能性として、今回も、そのくらいの数、意見をいただく可能性がある、そういった方々からの意見に、回答も考えなければいけないということが考えられますね。

続いて、議題4次回の検討委員会日程についてですが、来年1月となっています。場所の都合などもありますので、空いている日など、事務局に説明を求めます。

事務局

失礼します。先ほどからのお話のとおりですが、来年1月で、何かとお忙しいと思いますが、第7回の答申書案を作成し、委員の皆様承認を得られたら、パブリックコメントを実施します。パブリックコメントについては、1ヶ月必要となり、第7回の会が月末となれば、第8回の開催が2月としていることから、意見のとりまとめなど資料をまとめる期間がありません。よって1月でお忙しいとは思いますが、第2週で調整させていただきたいと思えます。1月11日火曜日から14日金曜日の午後2時からで開催したいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

委員長

ありがとうございます。良ければ、具体的に、この日程でということで、ご提案いただいて構いませんが。

事務局

場所の都合もございますので、1月12日水曜日で開催したいと思えますので、よろしく願います。

委員長

はい、よろしいでしょうか。それでは、1月12日水曜日でお願いしたいと思えます。以上をもって終了とさせていただき、その他に移りますが、事務局の方から何かありますか。

事務局

特にございません。

委員長

ないようですので、以上で第6回適正規模適正配置検討委員会を終了いたします。今年は、本日の会で終了となります。委員の皆様、第1回を開催した7月から、第6回まで大変お世話になりました。来年1月から3回ありますが、来年もどうぞよろしく願います。寒い時期になりますが、健康にご留意され、良いお年をお迎えください。また、委員の皆様にとって来年が素晴らしい一年でありますようお祈り申しあげお礼とさせていただきます。

皆さん本当にお疲れ様でした。

委員長

署名委員

署名委員
